

農業委員会だより

岡田布施町農業委員会事務局（経済課内） ☎ 52-5805

■農業委員会とは

地方自治体で定められた合議体の行政委員会が農地に関する事務を執行します。

農地の権利移動・転用の許可などの審議や、農地利用の最適化（担い手への農地の集積・遊休農地の発生防止・新規参入促進など）に向けて活動しています。

■農地の売買や転用をする場合

農地法による手続きが必要です。まずは農業委員会事務局にご相談ください。

◇農地法

- ・権利移動を伴わない許可
宅地等に転用する場合…4条許可
- ・権利移動を伴う許可
農地のままでの権利移動…3条許可
宅地などに転用する場合…5条許可

法改正により、農業委員は選挙制から、公募のうえ議会の同意を要件とする町長の任命制となりました。

現在は、7名の農業委員と7名の農地利用最適化推進委員で活動しています。

任期はいずれも令和3年3月31日までの3年間となります。

◇農業委員

役職	氏名
会長	國永 保
職務代理	小坂竜一
委員	福本卓雄
委員	重森 陽
委員	藤本 毅
委員	小野孝子
委員	西本勝彦

◇農地利用最適化推進委員

担当地区(大字)	氏名
宿井	西本浩二
川西	山城啓一
上田布施	岡野保雄
下田布施	南 一成
波野・大波野	永田洋一
麻郷奥・麻郷	驛重寛和
別府・馬島	木下嗣生

※許可申請は所定事項を記載した申請書に当事者が記名・押印をし、関係書類を添えて農業委員会事務局窓口で行ってください。なお、代理人申請を行う場合は、行政書士など資格のある人へ依頼してください。

■農地転用許可制度の目的

食料の安定供給の基盤である優良農地の確保と農業以外の土地利用との調整を図り、農地転用を農業上の利用に支障が少ない農地に誘導することを目的としています。許可なく転用した場合や、許可を受けたとおりに転用しなかった場合は罰則があります。

※農地を転用した場合、転用した面積に係る固定資産税の課税額が変わります。詳細は、税務課資産税係へお問い合わせください。

農地転用の許可基準（農地区分）

農地区区分	要件	転用許可
農用地 区域内農地	市町村が定める農業振興地域整備計画において農用地区域とされた区域内の農地	原則不許可
甲種農地	市街化調整区域内において ・農業公共投資後8年以内の農地 ・集団の中で高性能農業機械での営農可能な農地	原則不許可 ※土地収用法認定事業など公益性の高い事業（第1種農地の場合をさらに限定）の用に供する場合は許可
第1種農地	・集団農地（10ha以上まとまっている） ・農業公共投資対象農地 ・生産力の高い農地	原則不許可 ※土地収用法対象事業など公益性の高い事業の用に供する場合は許可
第2種農地	・農業公共投資の対象となっていない小集団の生産力の低い農地	第3種農地に立地困難な場合などに許可
第3種農地	・都市的整備がされた区域内の農地 ・市街地にある農地（都市計画区域内用途区域内）	原則許可

一般基準（主なもの）

事業実施の確実性	<ul style="list-style-type: none"> ●資金力と信用があるか ●転用の妨げとなる権利を有する人の同意があるか ●遅滞なく転用されるか ●他法令による許認可が得られる見込みがあるか
被害防除	<ul style="list-style-type: none"> ●土砂の流出・崩壊等災害を発生させる心配がないか ●周囲の営農条件に支障がないか

田布施農業振興地域整備計画を見直します

問 経済課 農林振興係 ☎ 52-5805

町では豊かな住みよい農村環境の実現と農業振興を図るため、昭和48年に『田布施農業振興地域整備計画』を策定し、これまで定期的な見直しを行ってきました。この計画は、平成23年に計画変更を行いました。これから先の10年を見据えて、計画を見直します。

■『農業振興地域整備計画』とは

10年先を展望しながら優良な農地を保全し、農業振興の各種施策を実施するための計画です。『農業振興地域の整備に関する法律』に基づき市町村が定めます。

■『農用地域』には優遇措置と制限があります

『農業振興地域』には今後10年間、農用地として利用する『農用地域』を定めています。この農用地域には、農業振興や生産基盤への補助などの優遇措置が講じられます。

一方、その区域内にある土地の、農業以外の目的(住宅、商業施設、駐車場、資材置き場など)への転用(※)は、法で厳しく制限されています。

※農用地域内の農地を、農業以外で使用するための手続きを『農振除外』と呼びます。

■農用地域の『農振除外』は

農用地域内の土地をやむを得ず農業以外の目的に使用する場合、定められた諸要件を満たせば、農業振興地域整備計画を変更して、その土地を農用地から除外することができます。

■農振除外申請について

農振除外を予定している人は、受付期限がありますのでお早めにご相談ください。

なお、今回の『農業振興地域整備計画』の見直しに伴い、計画決定(令和3年3月予定)までの一定期間、通常の農振除外申請の受付を休止します。令和3年4月以降に農振除外を予定している人は、見直し期間中に検討しますので申し出てください。

■受付期限 10月31日(木)

■受付休止期間(受付できない期間)

令和2年11月1日～令和3年3月31日(予定)

平成30年度情報公開制度などの運用状況

問 総務課 総務係 ☎ 52-5802

町政に対する町民の理解および信頼を確保し、町民の行政への参加の促進を図るために実施している『情報公開制度』と、個人の権利利益の保護を図るために実施している『個人情報保護制度』の平成30年度の運用状況をお知らせします。

■情報公開制度

実施機関	開示請求件数	請求に対する 決定件数
町長	20件	公開 20件
固定資産評価 審査委員会	2件	公開 2件

■個人情報保護制度

開示請求等件数 0件

元年度

田布施中学校同窓会 懇親会のご案内

問 田布施中学校同窓会事務局
(田布施中学校内) ☎ 52-2138

- 日時 8月11日(日)
午前11時～午後2時
- 会場 田布施町商工会館サリジエ
- 会費 3,500円(記念写真代含む)

前売券を用意しています。
(当日、受付で支払うこともできます。)
皆様のご出席をお待ちしています。

当
番
幹
事

第11回(昭和44年3月)卒業生
第21回(昭和54年3月)卒業生
第31回(平成元年3月)卒業生
第41回(平成11年3月)卒業生
第51回(平成21年3月)卒業生